令和８年度　環境マネジメントシステム認証取得促進助成金交付要綱

令 和　８ 年 ３ 月 ３ １ 日 制 定

一般社団法人兵庫県トラック協会

（目的）

第１条　この要綱は一般社団法人兵庫県トラック協会（以下「兵ト協」という。）の会員事業者（以下「会員」という。）が、環境マネジメントシステム認証の審査・認証を受ける際に要した費用の一部を助成することにより、環境に配慮した経営の促進を図ることを目的とする。

（助成対象）

第２条　環境マネジメントシステム認証とは次に掲げるものであって、令和８年度（申請受付期間中）及び令和８年３月11日以降に新規取得・更新を行い、令和８年４月１日以降に支払いを完了した会員を対象とする。

１　交通エコロジー・モビリティ財団によるグリーン経営認証制度に基づく認証

２　国際標準化機構が制定した国際標準規格 ISO14001 認証制度に基づく認証

３　環境省が策定したエコアクション 21 認証制度に基づく認証

４　前各号に掲げるもの他、これらに準ずるものとして兵ト協が認定する認証等

（交付額及び上限）

第３条　助成金の交付額は５万円とし、１会員につき１事業年度１回の交付を限度とする。

（助成金の申請手続き）

第４条　会員は、助成金の交付を受けようとするときは、様式 1「令和８年度環境マネジメントシステム認証取得促進助成金交付申請書」に次の書類を添付し、兵ト協に提出するものとする。

１　環境マネジメントシステム認証登録証の写し

２　請求書及び請求明細の写し

３　支払い処理が完了した事を証明する領収書等の写し

（申請受付期間）

第５条　申請受付は、次のとおりとする。

令和８年４月１日から令和９年３月10日まで。

ただし、受付期間内であっても、予算額に達した場合はその時点で申請受付を終了する。

（助成金の交付）

第６条　兵ト協は、会員事業者から第４条の「令和８年度環境マネジメントシステム認証取得促進助成金交付申請書」の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、本助成事業に適合すると認めた場合には、申請事業者に対して助成金を交付する。

（報告）
第７条　兵ト協は、助成金の交付に関して必要な報告を求めることができる。

（附則）
第８条　本要綱は、令和８年４月１日より適用する。